No.83

ほうじんナウ

編集発行 公益社団法人 本庄法人会 広報委員会
埼玉県本庄市朝日町三丁目1番35号 本庄商工会議所2階
電 話 0495（21）1065　FAX 0495（22）7898

お知らせ

申告書や申請書等には
マイナンバーの記載が必要です!!

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、

申告手続などには

マイナンバーの記載
＋
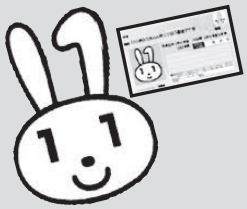

本人確認書類の提示又は写しの添付
が必要です

本人確認書類

◆ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- **マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。**
- **ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。**

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》
- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限ります。）

などのうちいずれか１つ

＋

身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
- 運転免許証
- パスポート
- 在留カード
- 公的医療保険の被保険者証
- 身体障害者手帳

などのうちいずれか１つ

国税に関するマイナンバー制度の最新情報

国税庁ホームページのトップページ上段の 社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉 申告書等にマイナンバーの記載が必要になります。 をクリック

http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm

28.6　国税局・税務署

ご案内

社会保障・税番号制度
～マイナンバー制度～

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が始まりました。

マイナンバー（個人番号）について

○ マイナンバーは、**12桁**の番号で、住民票を有する国民全員に１人１つ指定され、市区町村から通知されています。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されています。

○ マイナンバーは、「通知カード」により、住民票の住所に通知されています。

○ 番号法では、マイナンバーの漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）を守るため、マイナンバーの利用範囲（番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務）や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

国税分野におけるポイント

税務関係書類（申告書・申請書など）にマイナンバーを記載してください

▶ **マイナンバーの記載が必要となる時期（例）**

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書	（平成28年分の場合） ⇒ 平成29年２月16日から３月15日まで
贈与税	平成28年１月１日の属する年分以降の申告書	（平成28年分の場合） ⇒ 平成29年２月１日から３月15日まで
消費税	平成28年１月１日以降に開始する課税期間に係る申告書	（平成28年分の場合） ⇒ 平成29年３月31日まで
相続税	平成28年１月１日以降の相続又は遺贈に係る申告書	（平成28年１月１日に相続があったことを知った場合） ⇒ 平成２８年11月１日まで
法定調書 ※1	平成28年１月１日以降の金銭等の支払等に係る法定調書	（例）平成28年分給与所得の源泉徴収票、 平成28年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ⇒ 平成29年１月31日まで
申請書・届出書 ※2	平成28年１月１日以降に提出するマイナンバーの記載が必要となる申請書等	各税法に規定する提出時期

※1　法定調書の対象となる金銭の支払を受ける方等の番号も記載する必要があります。
　　なお、本人へ交付する給与所得の源泉徴収票や特定口座年間取引報告書などへのマイナンバーの記載は不要です。

※2　平成28年度税制改正により、一部の申請書・届出書について、マイナンバーの記載が不要になりました。
　　詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

税務関係書類を提出する際に、本人確認が必要になります

税務署ではなりすましを防止するための本人確認（番号確認及び身元確認）を行いますので、マイナンバーを記載した申告書等の税務関係書類を提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

例１　**マイナンバーカード（個人番号カード）のみ**【番号確認及び身元確認書類】

例２　**通知カード**【番号確認書類】＋**運転免許証、公的医療保険の被保険者証など**【身元確認書類】

例１　マイナンバーカード

（表面）

（裏面）

又は

例２　通知カード

＋
身元確認書類

※　マイナンバーカードの写しで本人確認を行う場合は、**表面及び裏面の写し**が必要となりますのでご注意ください。

国税局・税務署

会長就任のご挨拶

公益社団法人　本庄法人会
会長　八木　茂幸

本年五月、（公社）本庄法人会会長に就任いたしました。重責を担うには経験、能力共に不足いたしておりますが、皆様方のご指導ご支援をいただく中で、精一杯努めてまいります。何卒宜しくお願い申し上げます。

さて、前会長の故真下恵司さんは平成二十三年春に法人会会長に就任されました。公正無私な方で常に情熱をもって会の先頭に立たれてきました。在任中の平成二十五年四月に公益社団法人格を取得いたしました。

「社会の一員として法人会は税制・税務を中心に社会に貢献していく」と会の活動目的を大きく修正しスタートいたしました。取得後三年が経過し、今では会が主催する研修会、講演会、公演会は市民の皆様へ一般公開しており、好評をいただいているところであります。社会貢献活動の代表であります「爆笑会」は今週十九年目を迎え、十月十二日に開催いたします。皆様のお越しをお待ちしております。

新公益法人制度での法人会の理念は次のようにあります。

「法人会は税のオピニオンリーダーとして①企業の発展を支援し②地域の振興に寄与し③国と社会の繁栄に貢献する　経営者の団体である」

新米会長である私はあまり大きな風呂敷は持ち合わせておりませんが、会長として役目の第一歩は、まず会を構成する会員（企業）に、必要と考えられる様々な情報と研修する機会を提供し、企業の発展に僅かでもお役に立てることを目標に取組んでまいりたいと考えております。

公益団体としては、あくまで会員向けの事業を中心にそれを地域に公開して、会員・非会員の区別なく提供してまいります。会としてその結果新会員獲得に結びつくよう積極的に取組みたいと考えます。

着任のあいさつ

本庄税務署長　熊﨑　美杉

本年七月の人事異動で関東信越国税局課税第一部資産評価官から、本庄税務署長を拝命しました熊﨑でございます。

ご縁がありまして、往時には中山道中随一の宿場町として栄え、近年は本庄早稲田駅周辺の商業地の発展、また、農業産業等多くの美しい自然を残す本庄署に勤務することになりました。本庄の歴史や文化を感じながら仕事をしていきたいと思いますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

公益社団法人本庄法人会の皆様方には、日頃から法人会活動を通じまして、税務行政全般にわたり、深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴法人会におかれましては、「健全な納税者の団体」として、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行への寄与及び地域企業と地域社会の健全な発展への貢献を目的として、税に関する各種研修会や租税教室の開催に加え、地域社会貢献活動や公開講演会など一般の方々にも参加していただけるさまざまな活動を展開されていると伺っております。

これもひとえに八木会長をはじめ、役員の皆様方の卓越した指導力と会員の皆様方の御努力の賜物であり、深く敬意を表する次第であります。

さて、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的とする、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が施行され、来年の一月以降各種申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人番号・法人番号を記載していただくことが本格化しますので、引き続き、マイナンバー制度の趣旨をご理解のうえよろしくお願いします。

また、消費税軽減税率制度の導入に向けては、事業者の皆様の検討・準備が必要であると考えており、今後も必要な情報については周知広報を行ってまいりたいと思っております。

最近の税務を取り巻く環境は急速に進む少子高齢化・経済のグローバル化、ＩＣＴ化の更なる進展など、大きく変化、複雑化しております。

当署といたしましては、税務に関する協力団体である貴法人会との相互の信頼・協力関係を引き続き密にして、様々な課題に取り組んでいく所存ですので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人本庄法人会のますますの御発展と、会員企業の御繁栄並びに皆様方の御健勝を祈念いたしまして、着任のあいさつといたします。

仲間と楽しく
各種パーティー
小人数から
大人数まで
貴方のご予算で
OK !!

— ご予約受承り中 —

割烹 小菊

埼玉県児玉郡上里町堤968
TEL 0495-33-0339
FAX 0495-33-9930

みんなのひろば

上里

楽しく幸せな生活を実現するため

社会福祉法人 梨花の里
理事長 佐藤 裕

未曾有の超高齢化社会の足音が聞こえ始めた平成元年、上里町七本木で社会福祉法人の認可を頂戴しました。以来、障害をもっている方が地域で楽しく幸せに生活できるよう、地元の多くの方々の温かいお力添えをいただき、これに応えるべく尽力してまいりました。

少しであっても、この実現ができているとすれば、このような応援をしていただいた御蔭であり、心から感謝申し上げます。

来年四月には、特養を開設し、一〇〇人の介護を要する高齢の方の生活をお支えする事業などを予定しております。

障害をもっている方の事業であっても、高齢の方の事業であっても、福祉の目指すものは同様で、「すべての人が互いに思いやりを持ち、支え合い、そのすべての人が楽しく幸せになること」であると考えております。

この実現のためには、介護を単なる介助で終わることなく、できる限り介助を要しないようになっていただくこと、即ちご自分のことはご自分でできるようになることを、ご利用者様と職員とが一緒になって目指すことが、基本になります。

ご利用者様一人ひとりが、楽しく幸せで充実した生活を実現することは容易ではありません。しかし、ご利用者様や地元の皆様の笑顔を思い浮かべるとき、私たちは自らを鼓舞し、困難に挑み続ける気力を頂戴できます。

これなら将来を任せられることを実感できるといっていただけるような事業を、何としても実現して参る所存です。この一方、障害をもっている方が地元で自立する準備として、簡易な作業をご紹介いただければ、誠に幸甚でございます。

微力ながら、地域の発展のため、皆様と一緒に力を合わせてまいります。更なるご指導をお願い申し上げます。

神川

『消費者の皆さんに安心・安全・健康を』

ヤマキ醸造グループ
代表 木谷 富雄

守る自然・残す自然　ヤマキ醸造グループは明治三十五年（一九〇二年）創業のヤマキ醸造が母体となり、皆さまに支えられてお陰様で一一〇年以上の歴史を刻んで参りました。私が小さかった頃は農家の方から原料を預かり「味噌」や「醤油」に加工してお返しする「受託加工」が多く「〇〇さんの家の味噌・醤油」を一生懸命作っていた記憶があります。出来上がった味噌・醤油をお届けすると、「ありがとう」との言葉を頂くことで、生産者を大事にするという気持ちを持って育ちました。

日本が高度経済成長時代に入り、大量生産・標準化・効率化が進んでいく中で、次第に食卓の名に自然が失われ、農業でも化学肥料や農薬・除草剤が使用され、また、輸入農産物が大量に入ってくるようになりました。一人ひとりの生産者や加工者の顔が見えづらくなってきたと感じるようになりました。そうした中で、消費者の中には、「食の安全・安心」を求め、頑張っている生産者や加工者を応援し、特定の商品を共同で取り寄せることで支えていくという共同購入の動きがみられるようになってきました。

こうした自分の食や生産者を大事にする、また作る人・加工する人・食べる人の距離と情報が近い製品を求めているという消費者の動きに心を打たれました。こうした動きに応え、より安心・安全な食を提供していくために、自然農法六〇年を超える実績のある須賀さん、そして二五〇ｈａの有機圃場を持つ農業生産法人豆太郎グループをパートナーとして、有機農産物の普及と有機農産物を使用した加工製品を開発・販売していくために生産者・消費者をつなぐ農商工連携に力を注いでいます。

農産物の自由化が一層進んでいく時代背景の中、「守る自然・残す自然」を変わらぬ企業理念として、製品に対しては「国産で安心・安全・健康・伝統・本物」に一層こだわりを持っていきたいと考えています。今後も自然に対する感謝の気持ちと、消費者と生産者が顔の見える関係を作っていくという気持ちを常に持ち続けていきたいと思います。

こちら取材班

テーマ「私の健康法」

ジュノー株式会社
竹中 邦江

Q1 どんな健康法をお持ちですか

からだを動かす事です。今はゴルフとバドミントンです。

Q2 何年くらい続いていますか

バドミントンは四十年、ゴルフは三十年です。

Q3 どんなところが面白いですか。

どんな年齢でもできる事です。文字通り生涯スポーツです。試合での緊張感が好きです。

Q4 お仲間はいますか

仲間がいるので続けられると思います。バドミントンは二十代から八十代まで楽しい仲間です。

Q5 これからも続けられますか

これからも体力、体調を整えて楽しく続けてゆきたいと思います。

企業紹介

やくしんする法人プロフィール

会社名
有限会社 古浦産業

代表者
代表取締役 古浦 博

所在地
本庄市児玉町児玉南一―一〇―二四

事業内容
・大規模建物の軽量下地（天井・壁下地工事　天井・壁ボード工事　耐火・遮音工事）
・耐震天井工事・システム天井下地・ウレタン吹付け・耐火被服工事　その他

会社の沿革
・平成十四年四月
児玉町児玉四九二―三にて、古浦産業とし創業
・平成十六年三月
児玉町児玉四九二―三にて、㈲古浦産業に組織変更
・平成十八年十月
新社屋を児玉町金屋に設立
・平成十九年七月
ＩＳＯ１４００１認証取得
・平成二十一年九月
埼玉県内装組合加入
・平成二十三年四月
全国建設室内工事業協会加入
・平成二十四年一月
埼玉県経営革新計画承認取得
・平成二十四年七月
東京営業所（板橋区）を開設
・平成二十七年三月
日本耐震天井施工協同組合加入とともに、耐震天井診断士三名取得

信　条：

杉の苗を植え材木の製品になるまで四十年以上かかる。自身の利益にならない未来の人（社員）の利益を日々丹念に育てあげる。今を精一杯努力し次世代の人に繋げる。厳しい社会の荒波を乗り越えて自身・次世代の人の幸せに繋げる努力をしていきたい。

弊社取組み：

・人材確保について
建設業界で今人材不足が大きな問題となっています。リーマンショックの時からの価格競争で単価が下がりその煽りが現場で働く作業員（職方）の給料を絞ってしまった結果、魅力のない業界になってしまった。第一に適正価格で受注し、良い単価で支払いできる努力をする。

・雇用について
下請業者（職方）の、雇用については、一人親方保険の完全加入を推進することと、五人以上の職方は、社会保険・厚生年金・雇用保険の一〇〇％加入の推進を行い、すべての職方が二〇一七年四月以降も建設現場に入れるよう推進して行く。

・社員・職方の育成
社員については、一・二級施工管理技師取得の為の教育の推進。
職方については、一級技能士・各種免許取得の推進。

・社会貢献について
ＩＳＯ１４００１をもとに、環境に優しい事業活動の取組みの推進。
適正価格での受注を行い、法人として人材の雇用をはじめ、個々の納税義務を行えるよう、より良い収入が出来るよう推進する。

営業活動：

人は、一人では生きていけないのと同じで、企業も人無しでは経営できませんので、地域の方々、顧客の皆さんと協力し合い、また、下記の精神を忘れないよう、皆様方と協力し合いながら社業を行ってまいります。
・人に学ぶ精神
（沢山の人から良い部分を学び成長する）
・人を育てる精神
（若い力は無限。褒めて育て力量を開花させる）
・人を敬愛する精神
（人を見下さない。尊敬の心を失わない）

しゃいんナウ

株式会社
大畠種苗
八代由紀菜

理想の人……室伏広治
好きな言葉……人生なんとかなる
趣　　味……猫と遊ぶこと、ゲーム

私達大畠種苗では、農家のためのホームセンターとして種や苗を始め、農薬や肥料、ハウス資材、ビニールなど扱っております。春先にはたくさんのお客様に苗をご購入して頂きました。私を含め、今年は新入社員が3人入りました。まだまだ未熟なところばかりですが、「農家のよきパートナー」に早くなれるよう頑張ってまいります。どうぞよろしくお願い致します。

第4回 定時総会

去る五月二十五日(水)午後三時より、埼玉グランドホテル本庄にて、公益社団法人本庄法人会第四回定時総会が小高克巳税務署長他来賓多数のご臨席のもと盛大に開催されました。

本総会では開会に先立ち、五月十五日急逝されました真下恵司会長に謹んで哀悼の意を表し、黙祷を捧げました。

上程された議案はすべて原案通り満場一致で可決承認されました。

また、理事会承認事項において理事会にて承認を頂きました役員選任において八木茂幸理事が会長に全員一致承認可決されたことを報告しました。

議事修了後、会員増強運動功労者表彰、国税庁長官表彰・全法連・県法連功労者表彰受彰者紹介が行なわれました。

総会終了後、記念講演会を開催しました。

公益社団法人 本庄法人会　八木 茂幸 会長挨拶

全法連・県法連 功労者表彰受彰者

国税庁長官表彰	真下恵司様
全法連表彰	矢島淳一様
県法連表彰	井河彰久様
	髙橋祐介様

公益社団法人本庄法人会 会長・副会長名簿

会長	八木茂幸
副会長	吉田英一
〃	木村達夫
〃	塩川充夫
〃	田嶋聰

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社
埼玉支社 熊谷営業所/埼玉県熊谷市筑波3−202
(ティアラ21 5F) TEL 048−521−0230

AIU Member of AIG AIU損害保険株式会社
埼玉支店/埼玉県さいたま市大宮区桜木町1−10−16
(シーノ大宮ノースウイング13F) TEL 048−650−7610

第18回 職場のマナー研修会開催される

去る、六月二十二日(水)午後一時三十分より、本庄商工会議所大ホールにおいて、研修インストラクター鳥沢久美子先生によるマナー研修会が十八名の参加者により開催されました。

研修プログラムに沿って、電話応対・来客応対などを実践形式にて研修が行なわれました。参加者は耳を傾け聴き入り、ペンを走らせ講習会は盛況の内に修了しました。修了後、参加者に修了証書を差し上げました。

参加者からは、「電話応対について、名刺の扱い方、お茶の入れ方、ビジネス文書の作成等大変参考になりました。」との感想をいただきました。ご参加有難うございました。

公益社団法人本庄法人会主催　第19回地域社会貢献運動

出演者他に江戸家小猫、春風亭昇々

日　時　平成28年10月12日（水）
開　場　12時50分より
開　演　13時30分
会　場　本庄市民文化会館

※会員の皆様、入場券発送済みです。
ご確認ください。

女性部会よりお知らせ

〈絵葉書コンクール発表会〉

市内小学校6年生の参加により、第1回税に関する絵はがきコンクール発表会を開催いたします。みなさんぜひお立ち寄り下さい。

日時　平成28年11月25日～12月1日
場所　はにぽんプラザ　2階

青年部よりお知らせ

青年部では、今年も管内各商工祭りに於きまして、出張租税教室（紙芝居と税金クイズ）を実施する予定です。みなさん、ぜひお立ち寄りください。

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

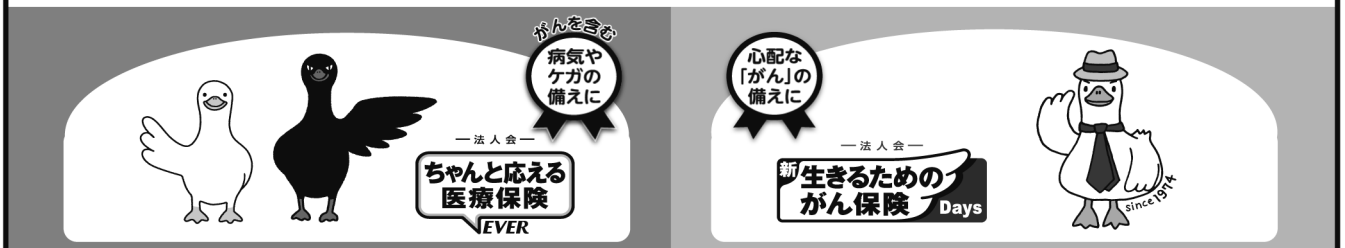

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

〈引受保険会社〉 アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社） 埼玉総合支社
〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-9-6 大宮センタービル14F
法人会フリーダイヤル 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。
AF法推-2016-0030　6月22日

本庄税務署 人事異動

七月十日付の人事異動で本庄税務署の幹部が次のように変わりました。

（　）内が前任地等

署長　熊崎 美杉（関東信越国税局）

総務課長　宮内 仁志（関東信越国税局）

管理運営・徴収部門統括官　中條 聡（熊谷税務署）

個人課税部門統括官　斉藤 毅（留任）

法人課税部門統括官　小須田 みどり（川越税務署）

幹部職員の転出先は次のとおりです。

（　）内が新任地等

署長　小髙 克巳（関東信越国税局）

総務課長　鈴木 昭世（朝霞税務署）

管理運営・徴収部門統括官　菊池 由美子（関東信越国税局）

法人課税部門統括官　二瓶 佳穂（関東信越国税局）

本庄税務署からのお知らせ

税務署でのご相談について

税務署でのご相談は、事前予約をお願いします。

具体的書類や事実関係を確認する必要があるなど、相談内容により電話での回答が困難な場合には、電話等で事前に相談日時等を予約いただいた上で、所轄の税務署において、相談をお受けしております。

（注）予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いします。
なお、税金の納付や、一般的なご相談の際には事前の予約は必要ありません。

年末調整等説明会のお知らせ

本庄税務署では、平成28年分給与所得の年末調整説明会を下記のとおり開催いたします。

開催日	開催時間	開催場所
11月22日(火)	10：00～12：00	本庄市民文化会館　ホール 本庄市北堀1422-3
	14：00～16：00	

（お問合せ先）
本庄税務署　法人課税部門
（源泉所得税担当）
直通電話　0495−22−2112

※開催場所が本庄市民文化会館に変更となりましたので、お間違いのないようお越しください。
また、開催日が１日のみとなりましたので、ご注意ください。

二代目登場

「日本の伝統文化」

美里町
株式会社 井古田園
井古田 悦男

その昔、食事時に緑茶は欠かせない存在でした。そして、会議に、小昼飯時にも、急須で淹れたお茶を喫んで気持ちをリフレッシュさせたものでしたが、昨今では、飲み物も多様化し、緑茶以外の物が増えています。

そんな中でも朗報があります。一日六gの緑茶を丸ごと摂取する事で、トマトなら二八〇g、ほうれん草一〇〇g相当の食物繊維を取る事が出来ます。是非、ご家庭にある緑茶六gをお試しください。

これからも、お茶の良さをPRし、日本の伝統文化を継承してゆきます。

＜埼玉県と県内すべての市町村からのお知らせです。＞

個人住民税は給与からの特別徴収が原則です！

特別徴収義務者に指定する対象者（事業所）

＜所得税の源泉徴収義務のある給与等の支払者＞

所得税の源泉徴収を行っている事業所の皆様には、毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員等に代わって市町村に納めることが法律で義務付けられております。これを特別徴収といいます。

原則として全ての事業所に特別徴収していただきます。

・・・・・・・・・・・・＜例外として普通徴収が認められる場合＞・・・・・・・・・・・・・

次の理由【Ａ～Ｅ】に該当する場合は、普通徴収（従業員が自分で納付）とすることができます。
（当面、普通徴収が認められます。給与支払報告書の提出時に「普通徴収該当理由書」を提出してください。）

Ａ．総従業員数が２人以下の事業所
（他の市町村を含む事業所全体の受給者の人数で、以下のＢ～Ｅの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数。常時２人以下の家事使用人のみに対して給与等の支払をする者など。）

Ｂ．他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方（乙欄該当者）
（給与所得者が、複数の事業所から給与を支給されている場合、各市町村で取扱いが異なる場合があります。）

Ｃ．給与の支払が不定期又は少額で税額が引けない方

Ｄ．専従者給与が支給されている方（個人事業主のみ対象）

Ｅ．退職された方又は給与支払報告書を提出した年の５月３１日までに退職予定の方
（休職等により４月１日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。）

※前記の他、次の方は給与支払報告書により市町村で決定します。
年間の給与所得が市町村条例で定める均等割非課税基準所得以下の方（均等割の非課税基準につきましては、各市町村により異なります。）

☆上記のＡからＥの普通徴収に該当する方がいる場合は、市町村に提出していただく給与支払報告書の摘要欄に普通徴収理由書の該当理由の記号（Ａ～Ｅ）を記載してください。（ｅＬＴＡＸ等の電子媒体で提出する場合を含みます。）

特別徴収を徹底する取組については、県個人県民税対策課（Tel. 048-830-2647）に、具体的な手続きについては、従業員の方がお住まいの市町村の住民税担当課にお問い合わせください。

詳しくは、埼玉県ホームページをご覧ください。　埼玉県くらしと県税　検索

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-kyuyo-tokucho.html

中途採用者の賃金の決め方

雇用問題コメンテーター　長　嶋　俊　三

◎個別賃金のデータを活用

生涯現役のいま、２社、３社と再就職することは一般的になる。そこで、人事担当者が遭遇することになった問題のひとつが、中途採用者の初任賃金の決め方である。自社で確立されたものがあれば、よし。どんな決め方もあくまでワン・オブ・ゼムで、確立された手法はないからだ。こうした時によく活用されるデータが、厚生労働省から出されている「賃金構造基本統計調査」。この調査は、雇用されている常用労働者の賃金実態を、労働者の種類、性、年齢、学歴、勤続年数別にとっている全国規模の実態調査である。年齢、勤続、学歴、性別などの属人別の条件を特定したうえで、業種、規模、地域などに区分して賃金水準を集計していて使いやすい。今回のテーマからいえば、年齢階級別の平均値で賃金額が示されているので、中途採用者の給与の目安を得るのに便利である。

◎前歴評価の方法

中途採用者の初任賃金を決める際には、これまでの経験、いわゆる前歴をどう評価するかがポイントとなる。なかでも、同じような会社で同じような仕事をしていたのかどうか、業種、職種が問題になる。一般的には、「同業種の同職種に従事」、「異業種の同職種に従事」、「同業種の異職種に従事」、「異業種の異職種に従事」のカテゴリーで評価され、0.8、0.7、0.6、0.5までの前歴評価指数を掛けて初任賃金を決める。たとえば、50歳の採用者の場合、大卒50歳の標準者賃金から22歳初任者賃金を引いて勤続評価額を出し、これにこの年齢層の前歴評価指数を掛けて前歴評価額を算出、これと初任者賃金を足して中途採用時賃金を決める。異職種から採用する場合は、勤続評価額をその勤続年数で割って1年ごとの額を決め、それに勤続年数と前歴評価指数を掛けた額に初任者賃金を加算する。

◎自社のモデル賃金を作ることが重要

ここで注意したいのは、こうしたデータに示される賃金と自社の実在する者の賃金を比較するが、これは正確ではない。データの数字は標準者賃金の平均で、実在者の能力水準まで加味しなければ正確な比較はできない。その意味では、自社の賃金体系を整理し、仕事の難易度に見合った等級別の基本給表をつくり、年齢別の基本給テーブルを加えた上で、標準的な昇給カーブをクロスさせることでモデル賃金を作成することによって、中高年齢者をはじめとする賃金管理を確立することができる。

【筆者紹介】

長嶋俊三（ながしま・しゅんぞう）
1947年生まれ。明治大学卒。新聞記者、TVディレクターを経て、79年より（財）高年齢者雇用開発協会発行の月刊誌『エルダー』の編集を創刊から担当。2011年6月、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を退職。
著書に『60歳からの仕事』（清家篤慶應義塾大学教授と共著、講談社刊）、『エージレス就業社会』（共著、日本能率協会マネジメントセンター刊）などがある。

平成二十八年度 税のこよみ

申告期限や納期限が土曜・日曜の場合は月曜日に、祝祭日の場合は翌日になります。

【9月】

○30日…7月末決算法人の確定申告の申告期限及び税額の納期限
〈法人税及び地方法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税〉

【10月】

○11日…9月分源泉所得税及び復興特別所得税、住民税の特別徴収税額の納期限

○31日…8月末決算法人の確定申告の申告期限及び税額の納期限
〈法人税及び地方法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税〉

【11月】

○10日…10月分源泉所得税及び復興特別所得税、住民税の特別徴収税額の納期限

※11月11日～17日…税を考える週間

○15日…平成28年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額第2期分の減額申請期限

○30日…平成28年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額第2期分の納期限
9月末決算法人の確定申告の申告期限及び税額の納期限
〈法人税及び地方法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税〉

【12月】

○12日…11月分源泉所得税及び復興特別所得税、住民税の特別徴収税額の納期限

○給与所得者の保険料控除申告書、住宅借入金等特別控除申告書の提出
（1）提出期限…本年最後の給与の支払いを受ける日の前日
（2）提出先……給与の支払者

○給与所得の年末調整
調整の時期…本年最後の給与の支払いをする時

【1月】

○4日…10月末決算法人の確定申告の申告期限及び税額の納期限
〈法人税及び地方法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税〉

○10日…12月分源泉所得税及び復興特別所得税、住民税の特別徴収税額の納期限

○20日…12月分源泉所得税及び復興特別所得税、住民税の特別徴収税額の納期限
納期の特例分（7月から12月分）源泉所得税の納期限

○給与所得者の扶養控除等申告書の提出
（1）提出期限…本年最初に給与等の支払を受ける日の前日
（2）提出先……給与の支払者

（主な税務手続き等について記載してあります）

編集後記

表紙のはにぽん、本庄市代表として全国トップ当選を目指し驀進中です！残りの投票期間十月二十四日までの約二ヵ月、本庄市が全国区になるまたとない好機です！現在熾烈なトップ争いを繰り広げております！まだ、投票されていない方は本庄市はにぽん検索で毎日パソコン立上と同時に投票をお願いします。

まだまだ暑い日が続きますが、皆さまどうぞお身体ご自愛ください。

法人会のビジネスガード Business Guard Series　AIU保険 Member of AIG

会員企業をサポートするAIUのリスクソリューション
企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

政府労災の上乗せ補償制度　アットワーク ハイパー任意労災
企業向け第三者賠償保険　企業賠償保険STARS（スターズ）
火災と地震災害に備える　プロパティーガード＋地震対策プラン
個人情報の漏洩事故対策　個人情報漏洩対策プラン

AIU保険会社
URL:http://www.aiu.co.jp

お問合せ先
埼玉支店
〒330-0854
さいたま市大宮区桜木町1-10-16
シーノ大宮ノースウイング13階
TEL.048-650-7610

この広告は保険の概要をご説明したものです。「地震対策プラン」につきましては、一部お引受できない地域がございます。ご理解、ご了承賜りますようお願い申し上げます。